

浜松市公告第884号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年10月19日

浜松市長 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ上島店

浜松市中区上島3丁目720-3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 80台 (うち障害者用駐車台数2台)

(変更後) 69台 (うち障害者用駐車台数2台)

4 変更年月日

平成23年6月13日

5 届出年月日

平成22年10月12日